

構成施策③ 介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進

○ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員*等による適切なケアマネジメントに基づいた介護予防支援・居宅介護支援を実施し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療・介護サービスの提供を推進します。

➤ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

➤ 認知症介護の専門人材の養成

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者等に対し認知症介護技術の研修や講座を実施し、認知症介護への理解の啓発及び専門性の高い人材養成に取り組むとともに、認知症介護の現場において実践リーダーとなる者の養成を行い、介護技術の向上に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
156	認知症介護研修事業 (県・指定都市)	介護保険施設*等などの介護職員に対して、介護の質の向上につなげることができる人材を養成するために認知症介護に関する知識や実践的な介護技術を段階的に習得するための専門研修を実施します。 (認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修)

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
地域包括ケアシステム*推進のための伴走支援事業(県)		3
生活支援コーディネーター*研修(県)	56	15
介護サービス相談員養成研修等事業(県)	135	175
「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	139	195
地域密着型サービス関係研修事業(県)	140	201

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症介護実践研修の受講者数	272人	300人	320人	340人	360人
認知症高齢者グループホーム*の定員数<再掲>	調整中				

構成施策④ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- 認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。
- 認知症の人やその家族を支援するため、本人や家族の立場に立って認知症施策の諸課題について検討し、介護者の負担軽減につながる施策に取り組むことが重要となっています。

➤ 本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討

県では、本人、家族及び有識者等とで構成する「神奈川県認知症施策推進協議会」を開催します。ここでは、認知症施策に係る諸課題について検討を行い、認知症の人や家族への支援も検討していきます。

協議会には、認知症の人の家族だけでなく、当事者も委員として参画することにより丁寧な検討を行い、認知症の本人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

➤ 市町村における認知症初期集中支援チームの活動の推進

早期診断・早期対応の取組を推進することで、介護者の負担を軽減します。

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症の容態に応じた支援、家族の支援等の初期支援を実施し、自立生活のサポートを行います。

保健福祉事務所は、専門職を派遣し、認知症初期集中支援チーム員会議等の活動を推進します。

➤ 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師の専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人だけでなく、家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などにより、介護者の負担の軽減を図っています。

➤ **認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供**

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供をすることにより、負担軽減を図っています。

➤ **認知症カフェ等の設置・普及**

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画する認知症カフェなど認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
157	認知症施策総合支援事業(県)	「神奈川県認知症施策推進協議会」において、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図りつつ検討を行います。
158	認知症施策普及・相談・支援事業(県・横浜市・川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
(136)再掲	認知症高齢者地域施策事業(県 *保健所設置市域を除く)	保健福祉事務所は、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等による訪問、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。 また、地域の実情を踏まえ、認知症初期集中チーム員会議や研修等に専門職を派遣し、助言等を実施します。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症コールセンター相談件数	887件	900件	930件	960件	1,000件

主要施策6 相談体制の整備等

認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、それぞれ状況に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うため、ピアサポートの場を増やすなど当事者目線の支援を充実していきます。

構成施策① 認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実

- 認知症の人及び介護者への支援のため、介護経験者等が応じるコールセンターの設置等、相談体制を充実させ、介護者の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。
- 認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介などの情報提供を推進します。

➤ 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口のほか、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすく発信します。

➤ 相談体制の整備

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行いながら、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの紹介を通じて繋げていきます。

➤ 若年性認知症に関する相談

県内の8ヶ所に設置されている若年性認知症コーディネーター^{*}は、担当エリアを設け個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援等を行います。

➤ **本人ミーティングの実施支援**

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援し、ピアサポートの場を増やしていきます。

➤ **認知症カフェ等の設置・普及**

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画するなど、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の、認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。



県ホームページ「認知症カフェ、本人・家族のつどいのご案内」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1141652.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(158) 再掲	認知症施策普及・相談・支援事業(県・横浜市・川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取り組みも行います。 横浜市、川崎市においても、認知症コールセンターを設置しています。
(137) 再掲	認知症施策普及・相談・支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援やピアサポート活動の場を増やしていきます。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症高齢者地域施策事業(県*保健所設置市域を除く)	102	136

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症コールセンター相談件数 <再掲>	887件	900件	930件	960件	1,000件

主要施策7 認知症未病改善の推進及び調査研究等

認知症は、健康な状態からすぐに発症するのではなく、時間の経過とともに進行するものです。今後、認知症の人の増加が見込まれる中において、認知症の発症の抑制を図る取組や、発症を遅らせるまたは進行を緩やかにする取組等を着実に進めていく必要があります。

県では、「未病」の考え方に立ち、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる「認知症未病改善」を推進していますが、今後は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県展開と、そのための基盤整備を進めます。

主要施策の方向

- ◇ 認知症発症前の「軽度認知障害（MCI）」の兆候の見える化・介入を具体化し、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応までをシームレスに展開することで、認知機能の低下を抑制します。
- ◇ 未病指標⁵等の活用や最先端技術・サービス等の介入で、認知症未病改善を進めます。
- ◇ 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズの普及・定着を推進します。

構成施策① 軽度認知障害（MCI）への取組

- 軽度認知障害（MCI）の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理を行い、日常モニタリングから診断の検査体制の構築と個別の介入モデルを具体化し、それらの中長期的にモニタリングする仕組みの構築を目指します。

キーワード 軽度認知障害（MCI：mild cognitive impairment）

認知症と完全に診断される一歩手前の状態（正常な状態と認知症の中間の状態）で、放っておくと認知症に進行しますが、早期に発見して対策を講じることで正常な状態に回復する可能性があります。

➤ 評価系の確立

MCIの評価法について、どの場面で誰がどう使うことが適切か、個別の評価法と「使う人・場面と精度」との関係や、及びMCIの評価の分類（機能・形状・物質）などについて、検証・整理する実証研究などを行います。

➤ 介入モデルの構築

MCIの可能性がある場合、投薬や生活習慣改善以外の具体的な対策が分かりづらく、不安だけが膨らむこととなる。そこで、MCIの疑いの際に、有効で効果的な商品・サービスの選択肢の提示を目指して実証研究などを行います。

➤ データ収集（プラットフォーム）

MCIの方が、どんな行動変容を起こし、その後どうなったかを中長期にモニタリングする仕組みの構築を目指して、評価系と介入モデルの実証フィールドを対象にデータ取得・分析等を行う実証研究などを展開します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
159	ヘルシーエイジングプロジェクト(県)	軽度認知障害(MCI)の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理のための実証研究等を行います。

⁵ 未病指標の詳細についてはP90参照

構成施策② 認知症未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、認知機能の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。
- 認知症の発生と生活習慣は深く関係していることが分かってきており、「未病を改善する」観点から、認知症のリスクを軽減するためのコグニサイズなどの普及定着を図ります。



県ホームページ
「運動による認知症未病改善の取組—コグニサイズ—」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/fl2651/>

➤ コグニサイズの普及・定着の推進

認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズについては、平成27年から全県展開し、普及を進めてきました。今後は地域での定着に向け、指導者のフォローアップなどを進めます。

コラム 認知症リスク軽減のための運動「コグニサイズ」



ステップ+計算
計算を行いながらステップ運動を行う。計算は数字の逆唱や連続して7ずつ引く引き算など。

歩行+会話
2人1組で、速度を保ちつつ会話をしながら歩く。



4人1組になって、順番に1人1つずつ声を出して数え、「3の倍数」のときは数を数えず、手をたたく。これに、運動を組み合わせる。

国立長寿医療研究センターが開発した、認知機能の維持・向上に役立つ運動で、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。

運動と認知トレーニングを組み合わせることで、脳への刺激を促すことが期待できます。

編：国立長寿医療研究センター
「認知症予防へ向けた運動 コグニサイズ」より作成

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
160	未病指標活用促進事業(県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
161	未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業(県)	優良な未病関連商品・サービスの創出、社会実装化し、未病産業の市場拡大を図るため、未病ブランド等の取組を進めます。
162	神奈川 ME-BYO リビングラボ推進事業(県)	未病関連商品・サービスについて、科学的エビデンスを踏まえ、有効性・安全性を検証評価する仕組みを構築します。
163	認知症未病改善施策推進事業(県・市町村・民間)	市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未病改善のための普及啓発を行うとともに、学校において認知症未病改善講座を実施し、若年層の認知症理解を促進します。
164	介護・認知症未病改善プログラム事業(県・市町村・民間)	認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域におけるコグニサイズ新規指導者数	419人	500人	500人	500人	500人

解説 認知機能

認知機能とは、人間が持っている機能の中でも、情報化に対応した仕事を遂行するために重要な役割を果たす機能です。認知機能の状態を把握することで、記憶力や思考力等の低下に気づくことができます。

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

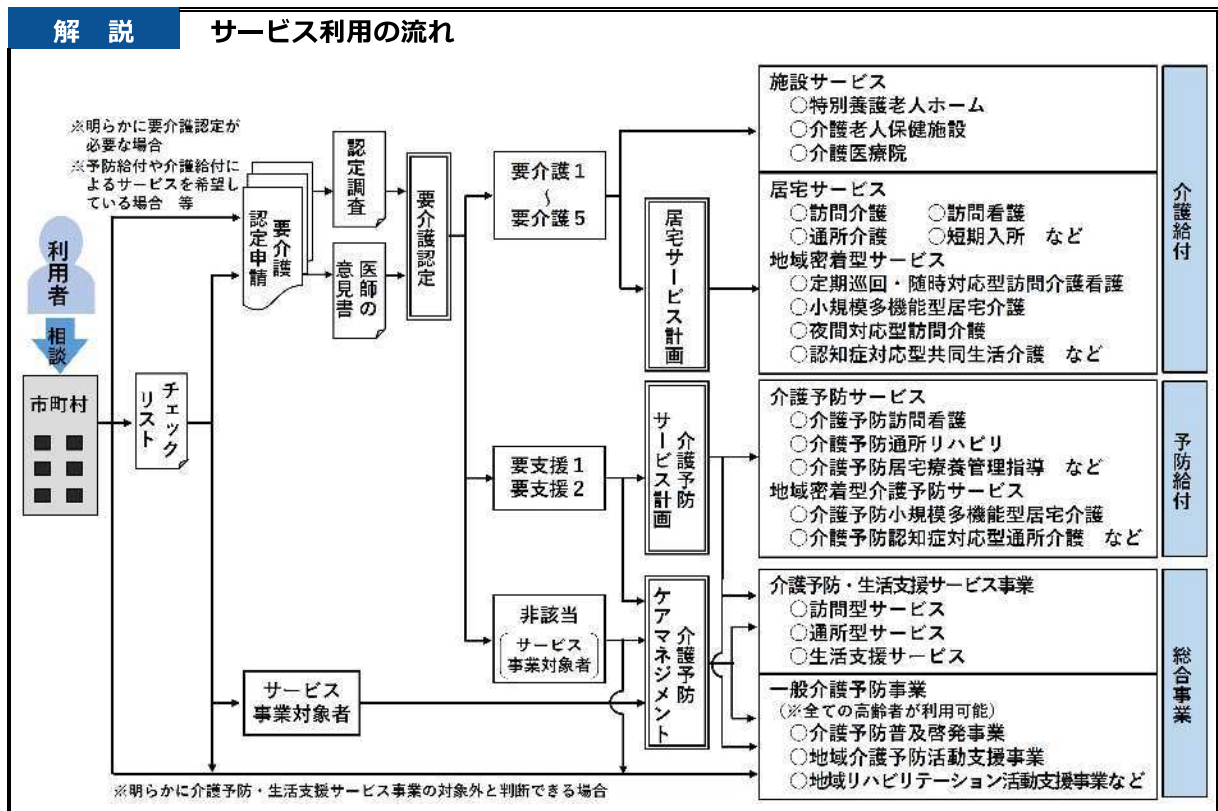
柱1 介護保険サービス等の適切な提供

現状と課題

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。



主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画^{*}を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

主要施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます。

構成施策① 介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、日常生活圏域^{*}ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

構成施策② 介護保険制度の円滑な運営

- 市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

表2-4-1 介護サービス給付費等の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計	2040 (令和22)
総給付費 (a) (居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス)						
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・ 高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料 (b)						
介護サービス給付費等 合計 (a) + (b) = (c)		調整中				
要支援・要介護認定者数 (d)						
1人あたり給付費等 (c/d)						

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

表 2-4-2 計画期間の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保険料	第1号被保険者	調整中
	第2号被保険者	
公費	国庫負担金	調整中
	国調整交付金	
	県負担金	
	市町村負担金	
合計		

計画期間
2024年度～2026年度
(令和6) (令和8)

県高齢福祉課作成

➤ 介護保険財政安定化基金の運営

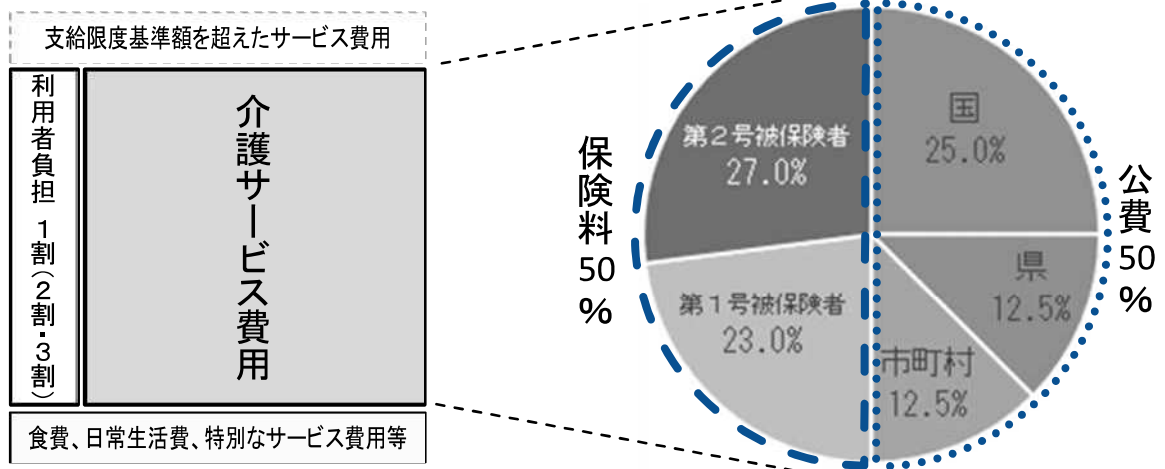
各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2023年度(令和5年度)末残高(見込み)	(調整中)億円
-----------------------	---------

解説 介護保険制度における費用負担

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されます

介護サービスを利用する場合には、費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が利用者負担となります。残りは、介護給付費で賄われ、その財源は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です



※ 施設に係る公費負担割合は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となります。

(注1) 第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

(注2) 第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付

主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮や、サービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

構成施策① 低所得者の負担への配慮

➤ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額（1世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

➤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

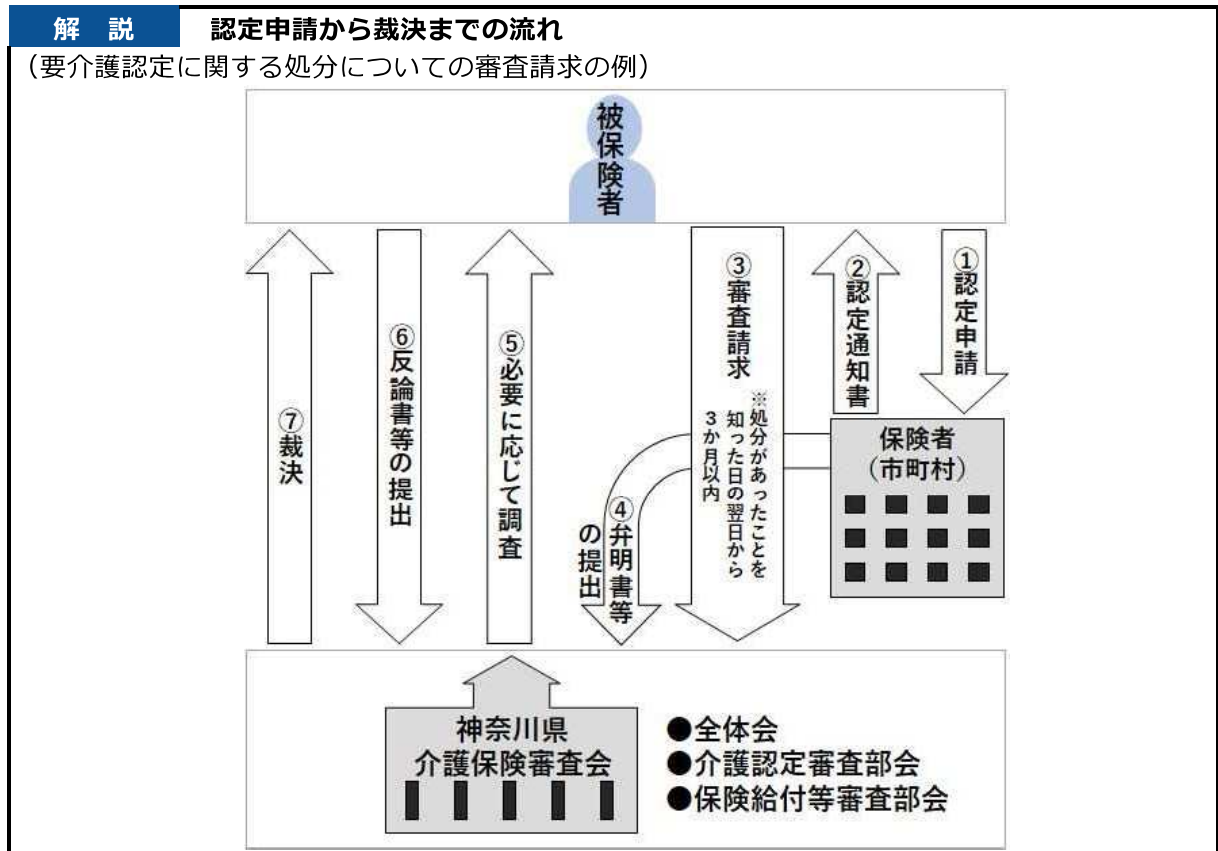
低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の1割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則4分の1を軽減します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
165	低所得者利用負担対策事業(市町村)	低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助します。

構成施策② 介護保険審査会の運営

- 介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新

- 適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者からの申請に基づき人員、設備等に関して審査します。県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設※及び介護医療院※は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。
- 介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。
- なお、2012年（平成24年）4月から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年（平成30年）4月から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

- 介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。
- 指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。
- 事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告のあり方も含めて指導を徹底するほか、個別に県に報告のあった事故事例・内容を精査し、改善すべき点や好事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

指導	集団指導	<p>【集団指導講習会】介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。</p> <p>【新規セミナー】新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。</p> <p>【開設予定事業者向け説明会】指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。</p>
	運営指導	介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより、原則、実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。
	市町村支援	地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。
	その他の指導	未届の有料老人ホームに集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。
監査	<p>介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図るため、介護サービス事業者に対して監査を実施します。</p> <p>監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。</p>	

構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援




▶ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が事業者から報告を受け、県が指定する調査機関及び公表機関が事実関係を調査した上で公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取組により、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、介護サービス情報の公表制度を運用します。

▶ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員※（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

<p>介護サービス 情報の公表</p>	<p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。</p> <p>神奈川県指定情報公表センター かながわ福祉サービス振興会 ホームページ https://center.rakuraku.or.jp/</p>	
<p>介護情報サービス かながわ</p>	<p>かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。</p> <p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。</p> <p>介護サービス情報かながわ ホームページ https://kaigo.rakuraku.or.jp/</p>	
<p>県ホームページ</p>	<p>介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報をはじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。</p> <p>県ホームページ「介護保険制度について」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html</p>	

構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
166	福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」(運営主体は神奈川県社会福祉協議会)において、評価機関の認証・評価調査者の養成等、第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行います。

解 説 **認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のサービス評価**

認知症高齢者グループホーム[※]は、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、次のうちいずれかによる外部評価を受けることが義務づけられています。

- ①県が選定した評価機関が行うもの
- ②市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告するもの

これは、自己評価結果と外部評価結果を対比、公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実

- 市町村が実施する介護サービス相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。
- 相談・苦情対応体制の充実を図るため、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村が監査等を実施するなど、関係機関の連携に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
167	介護サービス相談員派遣等事業(市町村)	介護サービスの提供の場に介護サービス相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数	23 市町村	24 市町村	25 市町村	26 市町村	27 市町村

柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、人材の養成、確保と資質の向上に取り組むことが重要です。
- 本県の介護人材にかかる需給推計は次のとおりであり、需給の差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。（単位:万人）

○年度（令和○年度）			○年度（令和○年度）			○年度（令和○年度）		
需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差
需給推計は調整中								

- 認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組めます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金[※]」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

指標

指標	現状	目標
事業所における介護労働実態調査「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合	2022年 66.3% (令和4年)	調整中
指標の考え方	多様な人材の確保、資質の向上及び労働環境の改善等により、人材の確保・定着対策を推進し、事業所における従業員の不足感の改善を図ります。	

主要施策1 人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉の各分野のサービス需要の増加に円滑に対応するため、各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

- 県立保健福祉大学において保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
168	県立保健福祉大学の運営(公立大学法人)	看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成しています。 また、広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成するため、大学院を設置しています。 さらに、大学の附置機関である「実践教育センター」では、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立保健福祉大学の就職希望者の就職率	99.5%	100%	100%	100%	100%

構成施策② 介護職員等の養成

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成に取り組みます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
169	介護職員初任者研修修了者の養成(民間)	介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修(介護職員初任者研修)を実施し、介護職員を養成します。
170	介護支援専門員の養成(県)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、実務につくための研修を実施します。
171	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステム*の構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	136	180

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数	1,383人	400人	400人	400人	400人

解説 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員とは、要介護者・要支援者からの相談を受け、その心身の状態等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようにサービス事業者等との連絡調整を行う、介護保険制度の重要な役割を果たす職種です。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有します。

保健・医療・福祉の実務経験者で、都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し「介護支援専門員実務研修」の課程を修了した人が、介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証の交付を受けます。

実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、

- ①介護保険制度に関する基礎的知識
- ②認定に関する基礎的知識・技術
- ③居宅サービス計画・施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識・技術
- ④保健医療・福祉サービスに関する基礎的知識・技術

があることの確認を目的として行われます。

医師等の法定資格に基づく業務及び相談援助業務を通算して5年以上経験している者が受験できます。

介護支援専門員は次のことが義務付けられています。

- ①要介護者等の人格を尊重し常にその立場に立ち、サービスが特定の種類や事業者・施設に不当に偏らないよう公正・誠実に業務を行うこと
- ②指定居宅介護支援等基準の基本取扱方針に従い業務を行うこと
- ③専門知識・技術の水準を向上・その他資質の向上を図るよう努めること

構成施策③ 看護師等の専門人材の養成

- 県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
172	県立看護専門学校の運営(県)	質の高い看護師等の養成を進めます。 (衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校)
173	看護師等養成所運営費補助(県)	民間の看護師等養成所での養成を支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立看護専門学校の卒業生数	263人	255人	255人	255人	255人

キーワード 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士^{*}養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

構成施策④ 介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成

- 要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護サービス相談員の養成を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
174	介護認定調査員等研修事業(県)	公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。
175	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護認定調査員等研修の修了者数	調整中				
介護サービス相談員養成研修の修了者数	調整中				

主要施策2 人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士^{*}・介護福祉士等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進

- 保健・医療・福祉分野の人材確保・定着を図るため、「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、新規の就業や有資格者の再就職を支援します。
- 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、資格取得、職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
176	「かながわ福祉人材センター」による就労支援(県)	「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あっ旋事業、就職相談会に取り組みます。また、福祉介護の仕事の魅力発信・普及啓発を図るため、現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催します。
177	福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業(県)	「かながわ福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援を行います。
178	潜在介護福祉士等再就業促進事業(県)	結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供します。
179	「神奈川県ナースセンター」による就業支援(県)	「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。
180	介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あっ旋までを一貫して支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
キャリア支援専門員による相談支援件数	8,672人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
介護未経験者等参入促進事業による就労者数	116人	108人	108人	108人	108人

構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

- 専門人材を育成・確保するため、県内で就業する意思を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。県内で一定期間就業するなどの条件を満たすことで修学資金の返還を免除します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	対象職種	事業内容
181	看護師等修学資金貸付事業(県)	看護師 保健師 助産師	看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
182	理学療法士等修学資金貸付事業(県)	理学療法士 作業療法士※	理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
183	介護福祉士等修学資金貸付事業(県)	介護福祉士 社会福祉士	次の者に必要な資金を貸与します。 ①社会福祉士、介護福祉士を目指す者の専門学校等修学資金 ②介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する者が、介護福祉士実務者研修の受講に要する資金 ③介護職としての資格や経験を有する離職中の者が、介護職として再就職するための準備資金

構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

- 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
184	神奈川県版ファーストステップ研修(県)	中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。
185	介護職員のキャリアアップ支援(県)	介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員の研修受講費用等の補助対象人数	308人	333人	288人	300人	300人

構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

- 福祉・介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や、外国人介護人材の確保を促すための取組を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
186	高校生介護職場体験促進事業(県)	「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。 また、インターンシップによる職場体験を行います。
187	介護人材確保対策推進会議(県)	行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。
188	福祉・介護職場体験事業(県)	福祉介護の仕事に関心のある未経験者に職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。
189	外国籍県民への就労・定着支援(県)	外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行います。また、介護現場で必要なビジネスマナー等の研修を行います。
190	留学生等マッチング事業(県)	外国人留学生や特定技能外国人(介護)と受入介護施設とのマッチング支援を行います。
191	外国人介護福祉士候補者支援事業(県)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国した外国人介護福祉士候補者の国家試験合格を支援するため、来日1～4年目の全候補者に対して国家試験対策講座等を実施します。
192	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助(民間)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設が、学習支援及び施設研修を行う費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
外国籍県民介護職員等定着支援事業による職業あつ旋登録者数	191人	281人	283人	285人	287人

構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進

- 福祉・介護人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民など多様な人材の確保・定着を図るため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めます。また、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメントセミナーを実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
193	「介護フェア in かながわ」の開催(県)	11月11日の介護の日の関連イベントとして「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービス事業所の表彰や、若者介護職員の生の声などを伝えるなど、広く県民に介護の仕事の魅力ややりがいを発信します。
194	かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護職員のモチベーションアップを図ります。
195	「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。
196	介護職員表彰等事業(県)	介護職員の各種表彰を実施します。 【神奈川県介護賞】 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰します。 【神奈川県社会福祉関係者等表彰】 民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を表彰します。 【かながわ福祉みらい賞】 社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。
197	介護事業経営マネジメント支援事業(県)	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催やアドバイザーを派遣し、職場環境に応じた経営マネジメント支援を行います。
198	介護職員子育て支援代替職員配置事業(県)	介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助します。
199	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業(県)	介護職員のキャリアパス制度等について、介護サービス事業者に周知や介護報酬の加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の新規取得や労働環境の向上に向けた介護サービス事業者の取組を支援します。
200	介護サービス事業者ハラスメント対策推進事業(県)	介護職員が安心して働ける環境を整備するため、介護現場におけるハラスメント対策の普及啓発や、ハラスメント対策に係る施設管理者のマネジメント技術向上研修等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員処遇改善加算の取得率	94.0%	97.5%	98.0%	98.7%	99.3%
優良介護サービス事業所「かながわ認証」の新規認証事業所数	11事業所	39事業所	20事業所	20事業所	20事業所

主要施策3 人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。

構成施策① 介護職員の資質の向上

- 施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護技術に関する研修や講座を実施します。
- 施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
201	地域密着型サービス関係研修事業(県)	地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するため、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。
202	喀痰吸引等研修支援事業(県)	介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。
203	メンター制度等導入支援事業(県)	新人介護職員の職場定着を図るため、メンター制度等を整備する意欲のある事業者を対象とした、制度構築につながるロールモデルの提供や効果を伝える研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	156
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	137	184
介護職員のキャリアアップ支援(県)		185

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域密着型サービス関係研修の受講者数	330人	392人	392人	392人	392人
喀痰吸引等研修支援事業の実施数	179件	230件	230件	230件	230件
メンター制度導入セミナーの参加者数	85人	80人	80人	80人	80人

構成施策② 介護支援専門員の資質の向上

- 実務に携わっている介護支援専門員*の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(171) 再掲	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。(本掲はP133)
204	包括的支援事業 (市町村)	地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数(再掲)	1,383人	400人	400人	400人	400人

構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上

- 保健・医療・福祉サービスに携わる各職能団体と連携しながら、専門人材の確保と資質向上に取り組みます。

団体名		
・神奈川県医師会	・神奈川県歯科医師会	・神奈川県薬剤師会
・神奈川県看護協会	・神奈川県歯科衛生士会	・神奈川県栄養士会
・神奈川県理学療法士会	・神奈川県作業療法士会	・神奈川県言語聴覚士会
・神奈川県社会福祉士会	・神奈川県介護支援専門員協会	・神奈川県介護福祉士会

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
205	看護師等資質向上推進事業(県)	看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	156
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	137	184

構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

○ 介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(175)	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。(本掲はP134)
206	高齢者居住支援事業(県)	生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

解説

地域医療介護総合確保基金(介護分)の概要

地域医療介護総合確保基金は、医療介護総合確保法に基づき、都道府県が設置・運営する財政支援制度です。医療分は2014年(平成26年)、介護分は2015年(平成27年)に制度が開始されました。

都道府県は、法に基づく都道府県計画を作成し、基金を財源として当該計画に記載された事業を実施します。

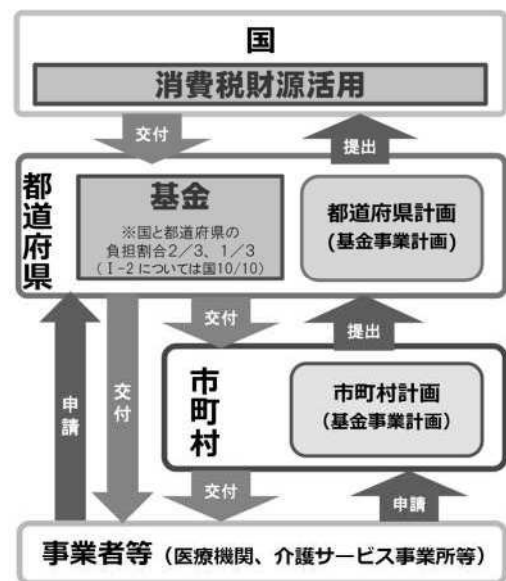
基金を造成するため、国は必要な費用の3分の2、都道府県は3分の1を負担します。

国が負担する費用については、消費増税分を充てることとされています。

全国一律が原則となる介護報酬に対し、この基金事業は地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があります。

神奈川県における介護分の基金事業の活用額は、制度開始からの累計で約458億円に上ります。

(2015年～2022年の8年間の累計)



【地域医療介護総合確保基金(介護分)の対象事業】

介護施設等の整備に関する事業

- 1 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- 2 介護施設の開設準備経費等への支援
- 3 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 等

介護従事者の確保に関する事業

- 1 参入促進
- 2 資質の向上
- 3 労働環境・処遇の改善

その他、雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する認証評価制度の運営 等

柱3 介護サービス提供基盤の整備

現状と課題

- 介護サービスの提供基盤の整備について、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきました。今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、在宅で暮らすことを望んでいる人が多く、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 常時介護が必要で、自宅等で暮らすことが困難な人のために、引き続き特別養護老人ホーム*などの介護保険施設*等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームは、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であるため、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心して安全に暮らせるよう、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域*における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステム*の構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

指標

指標	現状	目標
特別養護老人ホームのユニット化率	2022年度 51.8% (令和4年度)	2030年度 70.0% (令和12年度)
指標の考え方	利用者の状況に応じ、在宅と同様の住み慣れた環境で適切なケアを行える介護サービス提供基盤の整備を進めることを目指して、特別養護老人ホームのユニット化を推進します。 施設の居住環境の改善を図り、施設におけるサービスの質の向上を推進します。	

主要施策 1 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

- 市町村は、介護保険事業計画^{*}において、身近な日常生活圏域（概ね中学校区）を定め、必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。
- 地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設^{*}、認知症高齢者グループホーム^{*}及び地域密着型特定施設^{*}については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。
- 県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。
- 県は、地域のニーズに応じ、市町村域を越えた施設の広域利用の調整を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
207	地域密着型サービス施設等整備費補助 (県・市町村)	地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域密着型サービス施設等整備費補助金による新規整備事業所数	33 事業所	28 事業所	調整中		

構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。
- 施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

➤ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、透析、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれます。また、施設における看取りの役割が重要になっていくため、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

➤ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
208	特別養護老人ホーム整備費補助 (県・指定都市・中核市)	社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。
209	介護老人保健施設 [※] 整備費補助 (県・指定都市・中核市)	医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。
210	民間社会福祉施設整備借入償還金補助(県・横浜市・川崎市(注))	独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。 注 その他の市町村においても独自の制度を実施している場合があります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 (年度) (実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
特別養護老人ホームの定員数	39,221床	39,676床	調整中			
うち地域密着型 介護老人福祉施設	856床	856床				
介護老人保健施設の定員数	20,383床	20,218床	調整中			
うち定員29名以下の 介護老人保健施設	144床	144床				

➤ 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、介護専用型特定施設*及び混合型特定施設*については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 (実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症高齢者グループホームの定員数	13,764床	13,876床	調整中			
介護専用型特定施設の定員数	7,214床	7,465床	調整中			
地域密着型特定施設の定員数	295床	295床	調整中			
混合型特定施設の定員数	33,716床	33,133床	調整中			

➤ 介護サービスと障害サービスの連携

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

構成施策③ 短期入所施設の整備

○ 在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要です。市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量の短期入所施設を整備します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 (実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
短期入所施設の定員数	6,427床	6,483床				